

市報しものせきデザイン制作委託業務仕様書

この仕様書は、甲が発注する令和8年6月号から令和9年5月号までの市報しものせき（以下「市報」という。）に係る「市報しものせきデザイン制作委託業務」に関し、乙が行う業務の内容及び実施方法等について定めるものである。

1 業務目的

市報の制作に当たり、デザインやDTPの専門知識があり、高い技術力を持つ専門業者を活用することで、より効果的に市の政策や地域の魅力を市民に広報することを目的とする。

2 業務内容

情報を整理し、写真やイラスト、図表などを多用したデザインで、伝わりやすく読者を引き込み、市民の行動・意識変容を促すような誌面を作る。このことを念頭に、令和8年6月号から令和9年5月号までの市報の表紙（1ページ）、特集・企画ページ（2～7ページ）の誌面デザインを制作する。誌面サイズはA4で、4色カラーとする。

配色等は、誰もが見やすく、分かりやすいユニバーサルデザインとなるように配慮すること。

ア 表紙

原則として写真又はイラストを用いて、各号の特集の内容を表したものとし、タイトルには甲指定のロゴを使い、原則として目次に代わるようなタイトルを入れること。

イ 特集・企画ページ

テーマは打ち合わせの時に甲が伝え、文章及び写真は原則として甲が提供する。それをもとにイラスト、図表などを用いて制作する。該当のページは甲が指定する。

令和8年度の表紙、特集・企画ページの制作総ページ数は、最大84ページとする。

3 業務手順

次のアからカまでの手順で、毎号の業務を行うこと。なお、乙は、甲及び甲の担当者に対して、必要に応じて助言、提案等を隨時行い、特に良い案があるときは積極的に提案すること。

ア 打ち合わせ

原則として、別添「令和8年度 市報編集スケジュール」（以下「編集スケジュール」という。）に規定する出稿日（以下「出稿日」という。）の4週間前の日を目途として、下関市役所において特集・企画の内容に係るおよそのイメージを甲乙間で共有し、印刷データとして納品するまでのスケジュールを確認することを目的とする打ち合わせ（以下「デザイン協議」という。）を実施する。

※1 デザイン協議においては、甲が、乙に対して、同一の原稿のために複数のレイアウト提示を指示する場合がある。

※2 デザイン協議では、次号の協議及び次々号の情報共有を行う。

イ ラフ制作

乙は、アの打ち合せの内容に基づき、甲が指定する日までにラフを制作する。この場合において、ア※1に規定する指示があったときは、乙は、複数のラフ案を制作し、及び甲に提示し、その中から甲が選出したラフ案をもって、ウの原稿制作を行うものとする。

ウ 原稿制作

乙は、甲から提供を受けた文章、写真等をもとに、編集スケジュールに規定する「初校受け」の日までに、原稿を制作する。この場合において、原稿は、Adobe InDesignなどの甲が指定するD T Pソフトを用いて、電子データで制作すること。

エ 提出

乙は、ウで制作した原稿の電子データを、U S Bメモリ、Eメール等で甲に提出する。
提出にあたっては、セキュリティ等に十分配慮すること。

オ 校正

甲は、エで提出のあった原稿について、編集スケジュールに規定する工程で、乙に校正を依頼する。この場合において、原稿の校正の方法及び校正後の原稿の提出については、ウの後段及びエの規定を準用するものとする。編集スケジュールに規定する「校了2」の日をもって印刷データを「市報しものせき」・「しものせき議会だより」印刷製本業務請負事業者（以下「印刷請負事業者」という。）に引き継ぐものとし、データは、メール等で直接印刷請負事業者に受け渡すものとする。その際、セキュリティ等に最大限の配慮をすること。

カ その他

- (ア) 編集スケジュールに基づき、実施すること。
- (イ) 甲の広報担当者のデザイン、D T Pに関する知識と技術向上のため、乙は必要に応じて、甲の担当者に助言を行うこと。
- (ウ) 甲は、乙に対して、必要に応じて、アからオまでの手順によらず作業をするよう指示をすることがある。

4 完了届の提出

毎号の業務完了後、甲に対して速やかに「完了届」を提出すること。

5 著作権の帰属

業務に伴い制作したイラストなどの各種デザインを含む成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権は、甲に属するものとし、乙は、成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を甲に無償で譲渡するものとする。

また、乙は成果物に関する著作者人格権を甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないものとする。

乙は甲に対し、成果物が第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

業務に關し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、乙は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、甲に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

6 その他

- ア 市報における表紙、特集・企画ページ以外のページのデザイン制作を依頼する場合がある。
- イ 疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めの無い事項については、甲と乙の協議により、定めるものとする。